

スポーツを活かしたまちづくり、ひとづくりのための

スクラム協定書

藤枝市(以下「甲」という。)と静岡ブルーレヴズ株式会社(以下「乙」という。)は、藤枝市のスポーツを通じた地域活性化に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をするにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もってスポーツを通じた地域活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

(1) スポーツの振興に関すること

(2) スポーツの普及・競技力向上に関すること

(3) 子どもたちの教育・健全育成に関すること

(4) 医療・福祉・健康長寿・多文化共生の推進に関すること

(5) スポーツや観光を通じた賑わいの創出及び経済の活性化に関すること

(6) その他、第1条の目的を達するために必要な事業に関すること

2 甲及び乙は、本協定の推進に向けた窓口をそれぞれ設置するものとする。上記事項に対し連携し協力する。またこれら事項を効果的に推進するために定期的に協議を行い、具体的な項目に関しては協議の上、決定するものとする。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店等を実施させることができる。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、前条第3項に該当する乙のグループ会社及び代理店等には適用しない。

(協定内容の変更)

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(合意管轄)

第6条 本協定又は本協定に関連して生じた一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年 3月 6日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11-1

藤枝市

市長

北村正平

乙 静岡県磐田市今之浦三丁目8-8

静岡ブルーレヴズ株式会社

代表取締役社長

山谷拓志